



講師 **井料 隆彦**

(一社)家族信託普及協会®認定
家族信託コーディネーター

NPO法人 相続アドバイザー協議会認定
上級相続アドバイザー

私たち「一般社団法人みらいわ」は、弁護士、税理士、不動産鑑定士、司法書士、宅地建物取引士、生命保険ライフプランナー、家族信託コーディネーターで構成する財産に関する専門家グループです

こんな時だからこそ

家族信託が

使えますよ

テレビや新聞・雑誌で盛んに取り上げられる“家族信託”
遺言書や後見制度で出来ないことが家族信託で可能になります。

家族信託を使って

事例

- 認知症になっても不動産売買が出来る
- 障がいのある子どもがいても安心できる
- 遺言書では不可能な親から子、
子から孫、孫からひ孫への財産と想いの引継ぎ

日時 令和元年7月11日(木) 13時30分～15時30分

定員 20名

場所 半田税理士事務所 セミナールーム 駐車場あり
小倉南区徳力新町1丁目4-23

参加費 おひとり1,000円

※下記にお名前・ご住所・お電話番号をご記入の上、FAXまたはお電話にてお申込みください。

お名前

お電話

-

-

ご住所

ご記入後そのままFAXしてください

ご不明な点は、担当の安部まで
お電話ください

FAX093-967-0387

TEL093-967-0386



主催：一般社団法人 **みらいわ**

北九州市小倉南区徳力新町1-4-23